

さいたま市建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係る
リスクコミュニケーションに関する指針

令和4年5月9日 改正

1 目的

この指針は、建築物その他の工作物を解体し、改造し、又は補修する工事（以下「解体等工事」という。）に伴う石綿の飛散に対する周辺住民等の不安を解消し、安全な解体等工事の実施に資するため、石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションを促進することを目的とする。

2 用語

この指針において使用する用語は、「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン（令和4年3月環境省）」において使用する用語の例による。

3 リスクコミュニケーションの実施

解体等工事の発注者及び自主施工者は、「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン」に従い、周辺住民等とのリスクコミュニケーションを実施するものとする。

当該解体等工事の元請業者は、発注者による周辺住民等とのリスクコミュニケーションの実施に協力するものとする。

4 市長への報告

- (1) 大気汚染防止法に規定する届出対象特定工事の発注者又は自主施工者は、リスクコミュニケーションを実施したときは、その実施状況（法又は条例に基づく掲示による情報提供を除く。）を別紙様式により市長に報告するものとする。ただし、当該届出対象特定工事に係る特定建築材料の除去等の面積の合計が10平方メートル以下のものであるときは、この限りでない。
- (2) 大気汚染防止法に規定する特定工事の発注者又は自主施工者は、石綿が漏洩又は飛散したときは、速やかにリスクコミュニケーションを実施し、その実施状況を別紙様式により市長に報告するものとする。

5 報告時期

前項の報告は、リスクコミュニケーション実施後速やかに行うものとする。ただし、解体等工事の実施前に行うリスクコミュニケーションに関する報告

は、当該解体等工事の着手日の前日までに行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この指針は、平成29年7月1日から施行する。
(吹付け石綿等の除去工事に係る事前周知と相互理解の促進に関する指針の廃止)
- 2 吹付け石綿等の除去工事に係る事前周知と相互理解の促進に関する指針(平成21年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この指針は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この指針の施行の日から起算して14日を経過する日以後に着手する建設工事(大気汚染防止法の一部を改正する法律(令和2年法律第39号)による改正前の大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第18条の15第1項又は第2項の規定による届出がされた特定粉じん排出等作業に係る建設工事であって、同日前に着手していないもの(以下「届出がされた未着手の工事」という。)を除く。)について適用し、同日前に着手した建設工事(届出がされた未着手の工事を含む。)については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この指針は、令和4年5月9日から施行する。